

鳥獣被害防止特措法 平成28年改正に関するQ & A
〔未定稿：平成28年12月2日現在〕

〔 このQ & Aは、今後、追加等の可能性があることにご留意ください。 〕

【総論】

- Q 1 - 1 今回の改正の趣旨、概要を教えてください。
- Q 1 - 2 法改正を踏まえて、基本指針を改正する予定はありますか。改正する場合、改正時期はいつですか。
- Q 1 - 3 法改正を踏まえて、市町村では被害防止計画を見直す必要はありますか。また、見直しの期限はありますか。
- Q 1 - 4 目的規定に「対象鳥獣の捕獲等の許可に係る特例」、「被害防止施策の実施に係る財政上の措置」等が明記された理由を教えてください。

【銃刀法に基づく技能講習関係】

- Q 2 - 1 免除期限が5年間延長された理由を教えてください。

【鳥獣被害対策実施隊関係】

- Q 3 - 1 市町村は必要があると認める場合には、被害防止計画に実施隊の設置に関する事項を記載しなければならないとされましたが、市町村が必要と認めなければ、記載の必要はないのでしょうか。
- Q 3 - 2 市町村は必要があると認める場合には、被害防止計画に実施隊の設置に関する事項を記載しなければならないとされましたが、具体的にどのようなことを記載すればよいですか。
- Q 3 - 3 国及び都道府県は、実施隊の設置や機能強化等に対して必要な支援に努めるとされましたが、国はどのように対応するのでしょうか。

【捕獲した鳥獣の食品としての利用等の推進関係】

- Q 4 - 1 被害防止計画に定める事項として、捕獲した鳥獣の食品としての利用等に関する事項が追加されましたが、具体的にどのようなことを記載すればよいですか。また、利用に適さない鳥獣種のみしか捕獲していない場合も記載する必要はありますか。
- Q 4 - 2 国及び地方公共団体は、食品等としての安全性に関する情報の収集、整理、分析及び提供に努めなければならないとされましたが、『食品等』には食品以外にどのようなものが含まれていますか。
- Q 4 - 3 国及び地方公共団体は、食品としての利用等の促進を図るため、必要な施設の整備充実等の措置を講ずるものとされましたが、国はどのように対応するのか教えてください。

- Q 4-4 国は、国、地方公共団体、事業者、民間の団体等の関係者の連携強化に必要な施策を講ずるとされましたが、これは具体的にどのようなことを想定しているのでしょうか。また、国としてどのように対応するのか教えてください。
- Q 4-5 国及び地方公共団体は、食品としての利用等についての専門的な知識経験を有する者等の人材育成を図ることとされましたが、専門的な知識経験とはどのようなもののでしょうか。また、国はどのように対応するのか教えてください。
- Q 4-6 国及び地方公共団体は、被害の防止に関する知識の普及及び啓発のための広報活動等を講ずる際、食品としての利用等が自然の恩恵に成り立つものであり、被害防止施策の関係者の様々な活動に支えられていることについて、国民の理解を深めるよう配慮することとされましたが、国はどのように対応するのか教えてください。

【指定管理鳥獣捕獲等事業との連携関係】

- Q 5-1 被害防止計画に基づく施策の実施に関係する者と指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関係する者は相互に連携し、協力するよう努めなければならないとされましたが、具体的にどのように連携・協力することが想定されていますか。

【技術開発関係】

- Q 6-1 国及び都道府県は、捕獲等の技術の高度化等のための技術開発を推進すると明記されましたが、『捕獲等の技術の高度化』とは具体的にどのようなことを想定しているのでしょうか。また、国はどのように対応するのか教えてください。
- Q 6-2 捕獲等の技術の高度化等の『高度化等』には、捕獲等の技術の高度化以外にどのようなものが含まれていますか。

【表彰関係】

- Q 7-1 国及び地方公共団体は、被害防止施策の実施に関し顕著な功績が認められる者に対し、表彰を行うよう努めるとされましたが、国はどのように対応するのか教えてください。また、地方公共団体として、どのように対応することが想定されていますか。

【危害の発生の防止関係】

- Q 8-1 国及び地方公共団体は、被害を防止するための取組において、国民の生命等に危害が発生することを防止するため、安全の確保に関する知識の普及等の必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされましたが、国はどのように対応するのか教えてください。

【関係行政機関による鳥獣被害対策推進会議関係】

- Q 9-1 政府は、関係行政機関相互の調整を行い、施策の総合的かつ効果的な推進を図るために鳥獣被害対策推進会議を設けるとされましたが、どのような会議とするのか教えてください。

【総論】

Q 1 - 1 今回の改正の趣旨、概要を教えてください。

A

平成 19 年の本法の制定以降、平成 28 年 4 月末までに、鳥獣による農作物被害が認められる市町村（約 1,500）の 9 割を超える 1,443 市町村で被害防止計画が作成され、そのうち 1,073 市町村で鳥獣被害対策実施隊（以下、「実施隊」という。）が設置されています。

一方、鳥獣被害が依然として深刻であることに加え、鳥獣の捕獲を担う狩猟者数が減少するとともに、高齢化が進展しています。

また、捕獲等をした鳥獣については、その大半が廃棄されている状況にあり、食品としての利用等その有効な利用の積極的な推進が、今後被害防止施策を一層推進する上での重要な課題となっています。

これらの現状に鑑み、被害防止対策を効果的に推進するため、平成 28 年 11 月、議員立法により、本法の一部を改正する法律が成立し、同年 12 月 2 日に公布・施行されました。

今回の改正では、

- ① 実施隊員以外の、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事する者についての「銃刀法に基づく銃所持許可更新時等に必要な技能講習」の免除措置の期限の 5 年間延長（平成 28 年 12 月 3 日まで→平成 33 年 12 月 3 日まで）、
 - ② 実施隊の設置促進や体制強化、
 - ③ 捕獲した鳥獣の食品（ジビエ）等としての利活用推進
- のほか、被害防止施策を効果的に推進するための各種規定が追加されました。

Q 1 - 2 法改正を踏まえて、基本指針を改正する予定はありますか。改正する場合、改正時期はいつですか。

A

農林水産大臣が定める基本指針（法第 3 条に規定）については、今回の法改正を踏まえた改正を予定しています。

今後、改正指針案の検討、関係省庁との協議、パブリックコメント等の所定の手続きを経て、平成 29 年 5 月頃の改正を見込んでいます。

Q 1 - 3 法改正を踏まえて、市町村では被害防止計画を見直す必要はありますか。また、見直しの期限はありますか。

A

今回の改正によって、被害防止計画に定める事項が追加されましたが、経過措置として、改正前に市町村が現に作成している被害防止計画については、改正後の法律に基づく被害防止計画が定められるまでの間、改正後の法律に基づくものとみなすとされています。

このため、法律上は、直ちに被害防止計画を見直す必要はなく、見直しの期限についても特段の定めはありませんが、法改正を踏まえた基本指針の改正を平成 29 年 5 月頃に予定していることも踏まえつつ、地域の状況に応じて適宜、見直しを行ってください。

Q 1 - 4 目的規定に「対象鳥獣の捕獲等の許可に係る特例」、「被害防止施策の実施に係る財政上の措置」等が明記された理由を教えてください。

A

改正前の目的規定においては、「これ(被害防止計画)に基づく特別の措置等」の「等」の中に、様々な被害防止施策が含まれていたところです。

今回の改正において、『食品としての利用等』を被害防止のための施策の一つとして明確に位置づけるために、目的規定に他の被害防止施策の内容を具体的に明記しつつ、それらと同列で『食品としての利用等』について規定されています。

【銃刀法に基づく技能講習関係】

Q 2 - 1 免除期限が5年間延長された理由を教えてください。

A

平成 24 年の法改正において免除規定が措置された際、免除期限については、実施隊員として猟銃を用いて捕獲に参加している者については『当分の間』、と期限が設けられていない一方で、実施隊員以外の者で猟銃を用いて捕獲に参加している者については『平成 26 年 12 月 3 日まで』とされました。この後者の期限について、平成 26 年当初において、実施隊を設置している市町村が十分でなく、実施隊員以外の者による捕獲に大きく頼っていたことや、農作物被害が年間約 200 億円と高止まりしていたことなどから、捕獲に従事する者の負担軽減のために、平成 26 年 11 月の改正によって2年間延長され、『平成 28 年 12 月 3 日まで』とされました。

これらの捕獲や被害の状況は現在においても同様であることに加え、平成 35 年度までにシカとイノシシの生息頭数を半減させるとの政府目標達成のためには、捕獲対策を継続・充実する必要がある状況等に鑑み、さらに5年間の延長が必要と国会で判断されたものと考えています。

【鳥獣被害対策実施隊関係】

Q 3 - 1 市町村は必要があると認める場合には、被害防止計画に実施隊の設置に関する事項を記載しなければならないとされましたが、市町村が必要と認めなければ、記載の必要はないのでしょうか。

A

実施隊は、鳥獣による農林水産業等への被害を防止するために効果的なものであり、被害のある市町村においては可能な限り設置されることが望ましいものです。

他方、市町村が必要と認めても、隊員の人選や活動内容について狩猟者団体との調整等の問題から設置が進まない場合があります。

本規定は、被害防止計画に実施隊の設置に関する事項が記載されることを通じて、市町村等において、実施隊の設置について検討が促され、実施隊の設置が一層推進されることを企図して設けられています。

法律上は、市町村が必要と認めなければ、被害防止計画に記載する必要はありませんが、改正の趣旨を踏まえ、市町村はより積極的に実施隊の設置に向けて検討を行うことが期待されています。

Q3-2 市町村は必要があると認める場合には、被害防止計画に実施隊の設置に関する事項を記載しなければならないとされましたが、具体的にどのようなことを記載すればよいですか。

A

実施隊を設置する場合は、実施隊が行う被害防止施策、実施隊の規模及び構成等、設置・運営に必要な事項を記載してください。

まだ設置することが決まっていない場合や具体的に規模や構成等が決まっていない場合は、設置に向けた具体的な検討状況や規模、構成等についての考え方等について記載してください。

Q3-3 国及び都道府県は、実施隊の設置や機能強化等に対して必要な支援に努めるとされましたが、国はどのように対応するのでしょうか。

A

農林水産省では、鳥獣被害防止総合対策交付金において、捕獲用の檻の購入経費など、実施隊の活動に必要な経費や、実施隊員の捕獲技術向上のための研修会の開催に必要な経費等について支援を行っているほか、市町村に対し、実施隊の優良事例や課題解決事例を紹介するなどの督励活動を実施しています。

引き続きこれらの支援を維持・継続しつつ、より一層きめ細かな督励活動を実施するとともに、必要な支援策についても検討していく考えです。

【捕獲した鳥獣の食品としての利用等の推進関係】

Q4-1 被害防止計画に定める事項として、捕獲した鳥獣の食品としての利用等に関する事項が追加されましたが、具体的にどのようなことを記載すればよいですか。また、利用に適さない鳥獣種のみしか捕獲していない場合も記載する必要はありますか。

A

地域における鳥獣被害防止のための取組を総合的かつ計画的に推進する観点から、捕獲した鳥獣の食品としての利用等に係る基本的な考え方や、利用に必要な施設整備計画、年間処理計画頭数、推進体制等について記載してください。

なお、利用に適さない鳥獣種のみしか捕獲していない場合など、利用推進が困難な場合は、その理由を記載するとともに、「捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項」において、その処理方法を明記してください。

Q 4-2 国及び地方公共団体は、食品等としての安全性に関する情報の収集、整理、分析及び提供に努めなければならないとされましたが、『食品等』には食品以外にどのようなものが含まれていますか。

A

現在、捕獲された鳥獣については、食品以外に、ペットフードや皮革として利用されている他、今後、飼料としての利用も進んでいくことが見込まれます。(平成 28 年 9 月に「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令」が改正され、イノシシを原料とするタンパク質の飼料利用が可能となりました。)

これらの実情を踏まえ、『食品等』の『等』には、ペットフードや飼料などが想定されます。

Q 4-3 国及び地方公共団体は、食品としての利用等の促進を図るため、必要な施設の整備充実等の措置を講ずるものとされましたが、国はどのように対応するのか教えてください。

A

農林水産省では、捕獲鳥獣の食肉への処理加工施設の整備や、商品開発に要する資材の購入、販路開拓のための研修会の開催等の取組に対して、鳥獣被害防止総合対策交付金(鳥獣利活用推進支援事業含む)等で支援しており、引き続きこれらの取組に対して総合的に支援を講じていく考えです。

Q 4-4 国は、国、地方公共団体、事業者、民間の団体等の関係者の連携強化に必要な施策を講ずるとされましたが、これは具体的にどのようなことを想定しているのでしょうか。また、国としてどのように対応するのか教えてください。

A

野生鳥獣は、捕獲される地域や季節、年齢・性別によって肉質や味等の違いが大きく、加えて捕獲方法や放血方法等によって味や肉質に差異が生じることから、利用推進にあたっては、捕獲から、処理加工、流通、消費までの各段階において、これらを含む重要な情報を共有し、関係者が一体となって課題解決等に取り組むことが重要であり、関係者間の連携を強化することが求められています。

このため、農林水産省では、ジビエ等の利用に取り組む地方公共団体、処理加工・流通・販売に関わる民間企業等で構成されるコンソーシアムが行う、捕獲から消費に至る段階における課題解決に向けた調査・検証や普及啓発の取組に対して、平成 28 年度から鳥獣被害防止総合対策交付金(鳥獣利活用推進支援事業)により支援しているところであり、引き続き、本事業や本事業の成果を活用し、関係者の連携強化を図っていく考えです。

Q 4 - 5 国及び地方公共団体は、食品としての利用等についての専門的な知識経験を有する者等の人材育成を図ることとされましたが、専門的な知識経験とはどのようなものでしょうか。また、国はどのように対応するのか教えてください。

A

専門的な知識経験として、衛生管理を重視した処理加工技術はもちろんのこと、ジビエ利用を前提とした捕獲技術、需要者のニーズに応じた部位のカット技術、野生鳥獣肉を調理する上での留意すべき知識などが挙げられます。また、経営の視点を取り入れた販路開拓やブランド化などに係る知識経験も必要です。

農林水産省では、これらの専門的な知識経験を有する者の確保・育成に向け、研修会の開催やマニュアル・教材の作成等を鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣利活用推進支援事業含む）により支援しており、引き続き、本事業や本事業の成果を活用し、人材育成を図っていく考えです。

Q 4 - 6 国及び地方公共団体は、被害の防止に関する知識の普及及び啓発のための広報活動等を講ずる際、食品としての利用等が自然の恩恵に成り立つものであり、被害防止施策の関係者の様々な活動に支えられていることについて、国民の理解を深めるよう配慮することとされましたが、国はどのように対応するのか教えてください。

A

農林水産省が作成する、ジビエ等の利用推進施策に係る資料等において、本規定の趣旨を踏まえた普及・啓発が図られるような記載を盛り込むこと等を検討してまいります。

【指定管理鳥獣捕獲等事業との連携関係】

Q 5 - 1 被害防止計画に基づく施策の実施に係る者と指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に係る者は相互に連携し、協力するよう努めなければならないとされましたが、具体的にどのように連携・協力することが想定されていますか。

A

地域の状況に応じて、例えば、

- ① 市町村は従来通り、田畑周辺での捕獲を進め、都道府県は狩猟者が通常立ち入らない地域（国定公園等）での捕獲を進めたり、
- ② 指定管理鳥獣捕獲等事業では、通常禁止されている夜間銃猟が一定条件下で可能となることから、鳥獣が夜間に頻繁に出没する地域での夜間銃猟による捕獲を都道府県が実施したり、
- ③ 指定管理鳥獣捕獲等事業によって把握したシカやイノシシの生息状況を市町村と共有し、市町村による捕獲に活用するなどの連携・協力が考えられます。

なお、これらの連携・協力に当たっては、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する都道府県と、被害防止計画を策定する市町村だけでなく、指定管理鳥獣捕獲等事業や被害防止計画に基づいて実際に現場で捕獲を行う狩猟者団体等とも連携・協力することが求められています。

【技術開発関係】

Q 6 - 1 国及び都道府県は、捕獲等の技術の高度化等のための技術開発を推進すると明記されましたが、『捕獲等の技術の高度化』とは具体的にどのようなことを想定しているのでしょうか。また、国はどのように対応するのか教えてください。

A

捕獲を担う狩猟者の高齢化や減少傾向に対応するため、より効果的・省力的な捕獲等の技術開発が求められており、例えば、ICTを活用した罟の遠隔監視・操作システムの開発等が想定されます。

農林水産省では、引き続き、鳥獣被害対策に係る技術開発を推進していく考えです。

Q 6 - 2 捕獲等の技術の高度化等の『高度化等』には、捕獲等の技術の高度化以外にどのようなものが含まれていますか。

A

例えば、侵入防止柵や追払い資材などの被害防除に係る技術や、捕獲鳥獣の効率的な処理に関する技術等が想定されます。

【表彰関係】

Q 7 - 1 国及び地方公共団体は、被害防止施策の実施に関し顕著な功績が認められる者に対し、表彰を行うよう努めるとされましたが、国はどのように対応するのか教えてください。また、地方公共団体として、どのように対応することが想定されていますか。

A

農林水産省では、鳥獣被害防止や鳥獣のジビエ活用等に取り組み、地域への貢献が顕著であると認められる個人及び団体に対して、平成 21 年度以降、毎年度、表彰を行っています。法改正を踏まえ、今後も表彰制度を継続していくとともに、より効果的な運用に努めていく考えです。

表彰を通じて、被害対策意欲の向上や優良事例の普及等が図られることから、地方公共団体においても、地域ごとの実情にあわせて、顕著な功績が認められる者・団体等に対して、表彰を行うことが期待されています。

【危害の発生の防止関係】

Q 8 - 1 国及び地方公共団体は、被害を防止するための取組において、国民の生命等に危害が発生することを防止するため、安全の確保に関する知識の普及等の必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされましたが、国はどのように対応するのか教えてください。

A

鳥獣被害防止の取り組みにおいては、例えば猟銃の誤射や罠にかかったイノシシによる噛みつき、追払い用の花火の暴発、不適切な電気柵の設置による感電事故など、様々な危害が発生しています。

これらの被害を防止するため、農林水産省では、関係省庁等と連携し、各種法令に基づく安全確保のための正しい知識の普及・注意喚起等を行っています。

農家や狩猟者等が安全に被害対策に取り組んでいただけるよう、より一層、関係省庁等と協力しつつ、危害発生の防止に努めてまいる考えです。

【関係行政機関による鳥獣被害対策推進会議関係】

Q 9 - 1 政府は、関係行政機関相互の調整を行い、施策の総合的かつ効果的な推進を図るために鳥獣被害対策推進会議を設けるとされましたが、どのような会議とするのか教えてください。

A

鳥獣被害対策については、様々な法制度、予算が関係していることから、これまでも農林水産省、環境省、警察庁、文化庁、総務省、厚生労働省、経済産業省、防衛省の8省庁がメンバーとなった関係省庁の連絡会議を行ってきました。

これまで開催してきた連絡会議の実績等を踏まえつつ、より一層の連携が図られるよう、今後、関係省庁と会議の構成員や役割等について検討していく考えです。